

向台小学校区タウンミーティング議事録

令和4年7月19日（火）15:00～16:55 本庁舎第3・4会議室

- 1 市長挨拶
- 2 市側及び行政区側出席者紹介
- 3 市政情報のご案内
 - ①交通安全対策事業・牛久駅西口改修事業について
 - ②ひたち野リフレ市役所窓口開設の進捗状況について
 - ③牛久市消費生活センターについて
- 4 行政区の意見等話し合い

～行政区の意見等話し合い～

緑ヶ丘行政区：毎朝、向台小学校まで徒歩により子どもたちの見守りを行っているが、先日の降雨時、道路に舗装されているツブツブが剥がれ落ちており、舗装方法がよくないのではと感じた。カラー舗装はよいが、長持ちするのかわという疑問がある。子どもたちからも驚いているという話が出た。

建設部長：当該箇所は、信号機を認識しづらいためカラー舗装させていただいたが、滑りやすさや長持ちしないのではないかとというデメリットがあることを理解した。後ほど現場を確認する。

緑ヶ丘行政区：塗装の接着が弱いのではないかと感じている。

市民部長：市道23号線の一部もだが、タイヤの摩擦がある場所によっては、カラー舗装が剥がれてくる事例を確認している。元々の仕様なのか、工事の不具合なのか不明であるので確認する。

緑ヶ丘行政区：降雨時などは、ツブツブがはがれて溜まっている。子どもたちからも驚いているという話が出た。

もう1件、ひたち野リフレの駐車料金はどうなるのか。

総務部長：現在、ひたち野リフレに併設されている駐車場は、施設利用者に対しては無料券を配布しご利用いただいている。リフレ市役所窓口が開設された後も、市民の方が利用される際は、無料による対応をする。リフレで勤務する職員の場合は、使用料を職員が一部負担する。

緑ヶ丘行政区：市民が窓口を利用するために駐車場を利用の際は無料ということによいか。

総務部長：そうである。

南部行政区：リフレ市役所窓口の開設は、具体的にいつ頃を予定しているか。

総務部長：設計が終了すると工事着工となるが、いつ頃になるか決定していない。

工事の契約が終われば、概ねの予定はお示しできるが、工事に関しては、材料不足や社会的な状況もあるため、今秋オープンということでご理解いただきたい。

(準) みはらし台行政区：一部の太陽光発電企業との折り合いがつかず、何度か話し合いをしている状況である。反対派の方が市に話をし、気持ちが落ち着いたようで安心したが、根本的な解決に至っておらず継続しそうである。今月で落ち着きそうな雰囲気であったが、企業からも来月まで話を続けていくと聞いている。一部の方と、行政区全体の認識の違いもあるので、区長としての立場が難しくなっている。中立の立場ではいるが、市の担当課には引き続きご相談をさせていただきたいと考えている。

建設部長：2年ほど前から太陽光建設の計画があり、業者と建築住宅課とで調整をしており、行政区に対しても説明会を実施している。50KW以上の太陽光発電については、説明会を開催するよう指導しており行政区の意見を反映させる必要があると思っている。一方で、業者側の主張もあるので、落としどころを模索しながら進めているところである。業者も行政区の意見を聞く姿勢ではあるので、よろしく願いたい。

東みどり野行政区：要望を2点出ささせていただき、担当課から回答を得ている。かっぱ号のスピードが速いため徐行していただきたい件と、同じく、ごみ収集車のスピードが速いため、段差がある場所は住宅が振動し、地震が発生したのではと思うほどであるので、徐行していただきたいという件である。見守りをしている最中に通過するかっぱ号は、かなりのスピードが出ている。道路の幅員が広いことや下り坂ということもあって、60 km以上の速さを感じるが、改善するよう委託先にも伝えたと回答があり感謝している。ごみ収集車の件も同様に指導いただいたとのことで、以降は苦情も出さず改善されたのではないかとと思っている。

みどり野行政区：上下水道工事は終了したが、工事個所の半分は舗装が半年経過しても実施されていない。要望を出した数日後に、業者がこれから舗装工事をするとの説明に来たが、工事終了から半年が経過しているので疑問を感じる。業者は、県南水道から発注されていると言っていたが、県南水道と市と別々の発注なのか。同じ水道工事であるのに道路行政としてどうなのか疑問である。2年くらい前にも100mほどの道路工事で、80mくらいを舗装し残り部分は未施工で、いまだに一部分は残っている状態。同じ工事を同じタイミングで実施し、舗装工事が別になるのはどうしてなのか。工事を請け負っている部署が全体の進捗管理をできないものか。

建設部長：昨年度発注した南4丁目の下水道工事かと思うが、本工事は市が発注し、本舗装ではなく仮舗装で実施した。仮舗装にした理由は、今年度、下水

道の他に県南水道が実施する上水道工事の予定があるので、管の敷設替え終了後に舗装を全面的に修繕することになっている。共同溝で一気に工事を実施すればよいとお気持ちは理解できる。埋設管の調整会議等は開催しているが、うまくいかない部分もある。都市ガスや電気、水道などさまざまな工事があるので、仮舗装でやらせていただいております、そのような場所は、みどり野行政区以外にもある。調整してなるべく早急に対応したいと思うが、半年程度のお時間をいただくことをご理解いただきたい。

みどり野行政区：仮工事、仮舗装ではない。工事全体は終了しているが、一部は全舗装してきれいに整備されており、一部分は未舗装で残っている状態。

建設部長：舗装工事が終了している部分は上水道等も終了しているところで、未舗装部分はこれから上水道管を敷設替えする部分であると聞いている。

みどり野行政区：すべて工事は終了している。

建設部長：県南水道が舗装だけを実施するというのは考えにくい。

みどり野行政区：業者が来て、県南水道から発注されたという話があった。市と県南水道とで同じ場所を同じタイミングで工事しているにも関わらず、なぜそのような舗装工事になるのか疑問に思った。

建設部次長兼下水道課長：市発注の下水道工事と県南水道発注の上水道工事、支障があれば東京ガス発注のガス管移設工事の3つの工事が一か所で実施されているなかで、市発注以外の工事については、道路占用物、市道に占用させてもらっている管の入れ替えということで占用の申請があがってくる。道路整備課で協議し、占用工事が市の下水道工事と上水道工事、ガス管移設工事が同じ場所で実施される際に、舗装の本復旧についてはケースバイケースでどこが実施するかを決定する。県南水道の占用工事のなかで、舗装全面復旧するエリアの協議はするが、管を入れたタイミングで本復旧をするのか、予算的な話で本復旧はするが今年度は管だけ入れて次年度で本復旧するのは県南水道に任せている。協議により県南水道が本復旧するということを決めた後、今年度予算を確保し、必ず本復旧をするようには指導できないので、確認はするが、予算的なこともあり、県南水道が舗装を次年度に考えているのではないかと感じている。

みどり野行政区：全舗装していただいたのでよいのだが、工事のやり方が不思議に思った。

建設部次長兼下水道課長：おっしゃることはごもっともであり、本来であれば、同時に実施するのが住民の方にも影響がないと思う。例えば、市の下水道工事は補助金をいただいていることが多いので、一部を次年度に持ち越すということもなくはない。

みどり野行政区：空家対策について、市の条例を見ると「情報提供から実態調査・

助言・指導・勧告・命令・公表」のステップを踏んでいくことがホームページから分かった。公表というのはどのレベルまでのものか。公表して物事が進んでいけばよいとは思っている。他の自治体の空家に関する条例一覧を見ると、「公表」の後の「行政代執行」を定めている市は、下妻市、常総市、つくば市、土浦市、結城市、千葉県八千代市がある。なぜ牛久市は行政代執行までいかないのか。空家に関しては頭を悩ませており、空家対策課に相談をしているが、何も変わらない。実態調査から公表までのステップがどういう単位で進んでいくのかが不明である。進んでいる状態がわからない。条例の中に行政代執行まで組み込んで、持ち主に対して強く訴えていき早急な解決につなげる手は打たないのか。所有者不存在による略式代執行が2件行われたとあるが、条例で明記されていなくてもできるものなのか。三重県桑名市では、固定資産税の軽減措置の解除もうたっている。早期解決するための方法は考えられないか。

建設部長：「情報提供から実態調査・助言・指導・勧告・命令・公表」とあるが、市で公表に至るまでのケースはない。社会的責任を問うようなイメージで公表するとなっているが、その前の段階で、粘り強く手紙を出したり、出向くなど理解を求めて対応をしている。勧告・命令の他に行政代執行のお話があったが、特別措置法により略式代執行があるので、法律に基づいて行っている。市では、危険であり老朽化により公衆衛生上よろしくない物件等、3件を略式代執行した。行政代執行に至る前に、地権者に何度も話をして適正な管理を行っていただいた物件もあった。納得されていない部分もあるかと思うが、粘り強く交渉を行っている。茨城県内でも空家対策課という空家に特化した課は、私が知る限り牛久市以外にはない。牛久市では空家対策課を創設し、課長自ら現場へ出向き対応させていただいている。主たる成果が見えていないのではというご意見は、重々承知しているが、職員はできる範囲の中で業務を行っている。固定資産税の税制措置に関しては、6分の1の緩和があるが、牛久市でも特定空家になれば特別措置法の中でうたわれているので、数件対応している。ご納得いただけない部分もあるかと思うが、ご理解いただきたい。

みどり野行政区：空家対策課の職員にはご尽力いただいているが、何ら状況が進展しない物件がある。交通量の多い道路に面している物件もあり、地震が発生して倒壊したら危険であると話が出ている。草木が繁茂すると連絡して伐採していただけるが、根本的な対策がなされない。

タウンミーティングの意見・要望について、開催案内の中に行政区単位の個別要望、市の方針が決定しているもの、過年度に回答しているものは対象外とある。我々は現場に直面する中で、市長や幹部職員に話を聞いてほしい案

件がある。行政区独自の意見・要望と捉えるのではなく、市全体の問題に置き換えて問題を考えていただけないか。通学路の問題などは何度も意見・要望として出させていただいていたが、今回は出していない。タガをはめられてしまうと、どういう意見・要望を出せばいいか分からない。向台小学校区で調整をして意見・要望を出さなければいけないのかという話にもなってしまう。区民が困っている問題があっても、タウンミーティングの場では話し合えなくなってしまう。各行政区が抱える問題に関しては、まず受け止める姿勢を持ってほしい。同じような意見・要望があったらグルーピングして、発展した形をとっていただきたい。あれはダメ、これはダメと言われると困ってしまう。

市長公室長：個別の意見は対象外ということではなく、担当課と話し合っていたきたい。各行政区からの個別意見に対し回答する方法は時間を要してきたことから、タウンミーティングの在り方について令和2年に役員会に諮り、小学校区全体の課題を話し合うという方向性でいる。個別意見がある場合は市民活動課にご相談いただき、担当課と調整のうえ対応させていただきたい。全体の場では先ほど申した方向性で進めさせていただきたいが、個別意見もタウンミーティングで話し合いたいということであれば、役員会に諮っていただき、今後どのような形で開催するかを検討することはできると思う。

みどり野行政区：タウンミーティングの場は大切にしていきたいと思っており、情報共有しながらいいものにしていきたい。ただ、個別意見は個別に対応してということになると、タウンミーティングの場で話し合えないので、情報共有がなされないのではないかと思う。

市長公室長：お手間かと思うが、区長同士で情報共有を図っていただきたい。今後、個別意見は回答の記載はないがホームページに掲載する。

秘書課長：「行政区個別の要望内容・対応一覧」ではなく、「向台小学校区タウンミーティング意見・回答一覧」を中心にご発言いただきたい。東みどり野行政区から意見を出していただいているが、追加があればご発言いただきたい。

東みどり野行政区：最近の子供は、しゃがんでトイレができないらしい。洋式トイレに慣れて和式トイレが使用できないと母親から聞き、驚いた。公園のトイレは子供たちも使用するので、和式から洋式に交換してほしい。市内の公園の半数が洋式であるとのことだが、高齢者もしゃがむのが大変であるので、早急に洋式に交換いただきたいと意見を出した。順次交換するとのことと理解した。清掃に関しても、週に2回実施していただいているとのことと了承した。たまたま現場の状況を撮影しに行ったときはきれいであったの

で、要望が出たのはなぜかと思ったが、回答を拝見し納得した。

建設部長：昨年度、一昨年度と牛久駅東口の公衆トイレや花水木通りの公衆トイレ、上池親水公園の公衆トイレを洋式に交換した。要望として承り、順次交換を進めていく。

東区行政区：牛久駅周辺の路上喫煙対策について、マナーは向上してきている。駅前にあるコンビニも、積極的にごみ拾いを行っていただき、ごみは散見されない。路上喫煙の情報発信をお願いしたい。

2018年から問題になっている空き地がある。個別意見はタウンミーティングの対象外ということであったので、空き地に繁茂した雑草等の除去については遠回しに意見を出した。500坪程度の空き地があり、南2丁目21番地のセブンイレブン近くで、毎回話題に出る場所である。2019年、2020年と私が直接担当課窓口に出向き、所有者へハガキを出していただき草刈りを実施いただいた。今年の2月18日に草刈りを実施いただいたが、それ以降実施されていない。通学路であり、幅4.6m道路で交通量もあるので、「スピード落とせ」の路面標示をしていただいたが、1mほど草がはみ出している。7月に私が道路にはみ出している草を刈り、付近の通行人の方からお褒めの言葉をいただいた。市に連絡すれば、担当者が来て写真を撮影し、指導をしてくれている。指導・勧告・措置命令・公表、最悪の場合は、行政代執行という流れが条例に定められているが、「指導」以降の措置は今までに行っていないとのこと。もっと迅速にスピードアップしてやっていただけないか。

環境経済部長：草刈りに関して対応いただき感謝する。お話をいただければ、すぐに職員が現場を確認した後、所有者に連絡を取り、草刈りの実施をお願いしている。所有者によって対応が異なるが、土地の管理は所有者の義務なので、時間がかかっても草刈りを行ってくれる方がほとんどである。市でも除草の委託制度を行っており、市に申し込みをしていただければ年2回は必ず除草する。空地バンクも行っているので情報を提供するなどしている。空地が活用されれば雑草の問題も解消されるので、所有者に通知するだけではなく、直接訪問して適正な管理をお願いするなどしていきたい。

東区行政区：駅前で残っている広大な土地は、ここだけではないかと思う。迅速に対応いただきたい。

緑ヶ丘行政区：全小学生にヘルメット配布をする趣旨は理解しているが、残念ながらヘルメットをかぶって通学している児童は3分の1もない。せっかく良い取り組みなので、もっと学校関係を含めて指導いただければと思う。夏は暑いからかぶらなくてよいということになると、かぶらなくなる。毎朝、ヘルメットをかぶって通学している姉妹がおり、その母親に教育が行き届

いていることを話したことがある。「決まりなんだからかぶりなさい」の一言で、子供たちはきちんとかぶるようになる。親のしつけが一番だと思うが、さまざまな父兄がおり難しい。子供の言いなりになる必要はないのではないか。教育委員会、学校の取り組みを進めてほしい。ヘルメットの購入金額は高いと思うが、3分の2は自宅に置いたままでありもったいない。ヘルメットの配布はいつまで実施するのか。経費がもったいない。

広報紙6月1日号で、64行政区の区長が決定したとの記事が掲載されたが、本人が希望すれば、区長の電話番号や顔写真を載せなくてもよいということになった。このようなことは去年から始まったが、それ以前には電話番号を掲載しないでほしいという申し出はなかったのか。本人が希望しないのであれば掲載しないということで片づけていいのか。強くとは言わないが、指導力を発揮してほしい。このようなことであれば、行政区ごとに区長の名前と電話番号が分かればよいので、今後は、区長の紹介記事掲載はやめて、全市民に公表する必要はないのではないか。とても残念に感じた。

教育部長：令和元年度から、小学生の交通安全対策のためヘルメットを配布している。当初は、各学校で多くの児童にきちんとかぶっていただいていたが、保護者からヘルメット着用は強制なのかというご質問もいただいている。強制ではないので、保護者の判断によるという回答をしている結果、向台小学校の児童のヘルメット使用率が一番低いという事実がある。あらためて、ヘルメットをかぶって通学する効用や有効性について説明し、着用していただく努力をしていく。

緑ヶ丘行政区：要請ではなく強制にすればよいのではないのか。

市長：ヘルメットの件については、議会からもお話をいただいた。なぜヘルメットを配布したかというのと、災害が発生した時のことを考えた。ある学校では、防災頭巾を学校に置いておくということであったが、防災頭巾では頭を保護できないと感じた。児童の交通事故発生は、2件報告を受けているが、1件は、ドクターヘリで病院へ搬送されたものの脳震とうで済んだ。ヘルメットを着用していなかった場合、脳震とうよりも重大な怪我を負っていたかもしれないとのことであった。1個3800円するが、子供の命が守られると思えば安いものだと思う。自分の身を守る意識が薄く、保護者であれば子供の命を守ることを真剣に考えてもよいのではと思うことがある。

市民部長：区長の顔写真や個人情報を広報紙に掲載している歴史は長く、昭和51年から市民に対しお知らせをしてきた。一昨年までは、情報掲載を断る方はいなかった。個人的にも区長の顔写真等を掲載し、広く市民に知っていただくのがよいと思うが、時代の流れもあり個人情報を公にたくない方がいる。行政として、区長全員の情報を掲載させてほしいとも言いづらい。今後、

掲載を断る方が増えてきてしまうと、区長紹介記事の意味がなくなってしまうことも考えられる。そのようにならないように努力はするが、区長会役員会などでも議題に出していただくことになるのではと感じている。名前と顔を公表していただくのは大切なことであると思う。

市長：区長は、まちづくりに関わっていただくスタッフだと思っている。スムーズなコミュニケーションを図るためにも、広報紙への顔写真等の掲載は必要であると感じている。ヘルメットの件に関しては、県市長会から全国市長会へ全ての子供に対して着用するよう要望を出した。

南部行政区：逆行しているかもわからないが、市民全員が全ての区長の名前等を知っていた方がよいのか。他地区の区長の情報は知りたいと思わないので、疑問に思った。

市民部長：隣接する行政区とは地区社協等の活動もあることから、近隣の区長の顔を知ることは意味があることであると思う。全ての市民にお知らせする必要があるのかというのは、また別の議論になる。近隣の区長の情報を知りたいという方もいる。

向台行政区：向台小学校の校門にある桜の木の枝が、第二次避難所の看板にかかり見えないため、枝を剪定してほしいという要望にご対応いただき感謝申し上げます。ジョイフーズから向台小学校への歩道において、牛久文化幼稚園と福祉サービスみどり園の木の枝が覆いかぶさっている。雨天時に小学生が通過する際に大変であるという話があり現場確認した。まだ伐採していないが、市に連絡したことと、なかなか伐採されない場合は、行政区で剪定する旨を伝えてある。向台行政区の後期高齢者数は542名であり、去年と比べて約1割増加している。これから団塊の世代が増えてくるので、敬老会の開催年齢を80歳に上げることは可能か、後でよいのでご回答いただきたい。東みどり野行政区の後期高齢者は1000名ほどいる。対象を80歳以上にすれば経費も押さえられるので検討いただきたい。

市長：敬老会の開催については、多くの区長からお話をいただいている。各行政区でも対象年齢を上げようかと検討されている。皆さんお元気なので、80歳以上が対象というふうにしていく時代に来ているのかもしれない。

向台行政区：人生100歳時代なので、80歳以上にしても反対意見は出ないと思う。

南部行政区：向台小学校から龍ヶ崎市へ抜ける道路があるが、南部行政区の中心を通る唯一の信号機がある。右折車が多く、通勤時間帯の8時には渋滞し、私たち農家は畑や田んぼに行けない。右折信号の設置は、警察署の所管か、市の所管か。南部行政区の子供は少ないが、通行者が多くいる。制限速度はあるがスピードを出している車があるので、事故が起きなければいいと思

っている。

市民部長：交通規制に関しては、警察の管轄である。市の窓口として地域安全課があるので相談を受けることはできる。スピードが出ているとのことであるので、市の道路であれば地域安全課にご相談いただきたい。できることは限られているが、道路標示等の対応は可能かと思う。信号機設置については警察の管轄なので、すぐに解決につながることはできないかもしれないが、状況を警察にお伝えし、交通量調査などの対応につながることを期待する。

南部行政区：あらためて地域安全課に相談に行けばよいか。

市民部長：お話は承ったので地域安全課に伝える。後ほどご連絡する。

市長：過去に行政区役員をしていた時に草刈を実施したことがあったが、所有者から、なぜ勝手に草刈をしているのかと言われてしまったことがあった。それを期に、私の行政区では草刈を実施しなくなってしまった。草刈り機の音がうるさいとの意見もあり、個人によって捉え方が異なるので難しい。空家に関しても、地震や火災、ハクビシンが出たらどうするのかという話を職員としている。法が整備されれば行政として対応できることはある。土地や家屋を寄付したいというご相談を多くいただくが、解体して売却しても赤字になってしまう。行政でも対応できるような法が整備されれば、解決に向けて進むのではないかと思う。

みどり野行政区：籠田市民の森の草が道路にはみ出ている。伐採の依頼をしたが、いまだにされていない。地権者から、「自然のまま管理してほしいと言われたので伐採しない」との発言があったが、通行に支障があったり危険を伴う場合は、積極的に伐採してほしい。近所の方が草刈を行っているが、本来はいけないことなのか。籠田市民の森から関電工へ向かう道路も草が繁茂している。歩行者がいると停止しなければならぬ状況である。安全パトロール時に、草が繁茂している場所や道路標識が見えにくくなっている場所などを確認して市へ報告する等の連携はできないか。

建設部長：自然保護と通行障害は別の話だと思うので、市から地権者の方へ連絡を取るなど、道路部分であれば市が対応していく。

みどり野行政区：近所の方が、籠田市民の森の草刈を行っていてもよいということか。

建設部長：地権者がいるので市からは何とも言えない。

東区行政区：茨城県内のコロナ感染者数は、毎日 1000 名を超えており、牛久市も 50・60 名である。以前であれば緊急事態宣言の発令や、各施設を閉鎖する等の対応をしていたが、最近ではニュースを見ても、国はまん延防止等重点措置を適用する様子もない。ウィズコロナの意識があるが、国から何か連絡は来ているか。

保健福祉部長：国からは、基本的な感染症対策に気をつけてほしいということ以外は連絡を受けていない。オミクロン株は、感染力は強いが重症化しないということであるので、国も県も行動制限はつけていない。外出自粛やイベントに制限を設けるのではなく、基本的な感染症対策を取り、コロナと共生していくという考え方である。現在、茨城県のコロナ Next 判断指標は、ステージ2であるが、感染者が増えてきているので基準である感染者数は、ステージ3のレベルになっている。ただし、入院者数や重傷者数が少ないので病床稼働率はステージ2である。現時点で県はステージ3に引き上げる様子はない。ステージ3になると、まん延防止等重点措置や、高齢者の外出制限などが出てくる可能性がある。また、国も県もコロナ株に関する見地が変わってきているので、対策が変わる可能性がある。個人の基本的な感染症対策徹底の連絡のみである。

向台行政区：オミクロン変異株「BA5株」は、ワクチンが効かないと聞いた。

保健福祉部長：専門家から様々な話が出ているが、BA5株は予防接種をしても感染する可能性があるとのことである。インフルエンザもだが、株が変異するとワクチンも効果が少なくなる。予防接種の抗体値が下がってきたり、4回目のワクチン接種をしても効果があるのか等の議論もある。重症化は予防できると聞いているので、予防接種の実施を進めている。

16時55分 閉会